

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十九号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 任命権者は、職員の勤務及び勤務条件の特殊性その他の事由により、第一項から第四項まで及び前項の規定により難いと認めるときは、人事委員会の承認を得て、年次有給休暇について別段の定めをすることができる。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。